

職発 0612 第 7 号

令和 6 年 6 月 12 日

全国中小企業団体中央会 会長
森 洋 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（雇用保険制度関係）について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）については、本年 2 月 16 日に第 213 回国会に提出され、同年 6 月 5 日に可決成立し、本日、令和 6 年法律第 47 号として公布されました。

これを受け、別紙 1 のとおり各都道府県労働局長宛て通知いたしましたので、御連絡いたします。同通知の第 2 の 13 において雇用保険制度に関する主な改正内容の記載がございますので、御了知の上、別紙 2 及び別紙 3 について、傘下団体・企業等に対する更なる周知に御協力いただきますよう、よろしく御礼申し上げます。